

社会福祉法人相愛会で登園許可証(意見書)が必要な感染症

病名	登園停止期間の目安
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
インフルエンザ	発症後 5 日経過し、かつ解熱してから3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が止まるまで または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹(はしか)	解熱してから3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺が腫れはじめ5日経過し、熱や吐き気がなくなるまで
風疹(3日ばしか)	発疹がなくなるまで
水痘(みずぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱) 【原因ウイルス:アデノウイルス】	主要症状が消えてから2日を経過するまで
腸管出血性大腸菌感染症 【O157, O26, O111 等】	医師により感染の恐れがないと認められていること(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳児以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である)
流行性角結膜炎(はやり目) 【原因ウイルス:アデノウイルス】	結膜炎の症状が消失していること

※感染性胃腸炎については、登園許可証は不要ですが受診時に主治医に登園の目安を必ず確認し、その状態に回復してから登園してください。

令和7年4月17日

社会福祉法人相愛会感染症対策委員会